

第200回一関市教育委員会定例会

日時：令和元年12月20日（金）

午後 1 時30分～ 3 時30分

場所：一関市役所議会第 1 委員会室

1 開 会

2 議 事

議事日程第 1 議案第20号 一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第 2 議案第21号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第 3 議案第22号 一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

3 報 告

(1) 第72回一関市議会定例会（一般質問）の状況について (資料No.1)

(2) 行事報告及び1月行事予定について (資料No.2)

4 その他

(1) 一関市立図書館 情報拠点機能強化事業（電子的図書館サービス事業）について (資料No.3)

(2) 市内小中学生の事故について (資料No.4)

5 閉 会

第200回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第20号	一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第21号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第22号	一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第20号

一 関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和元年12月20日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則

一関市博物館管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一関市博物館条例（平成17年一関市条例第78号。以下「条例」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、博物館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一関市博物館条例（平成17年一関市条例第78号。以下「条例」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、博物館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

一関市教育委員会 様

申請者 住所

氏名

印

博物館資料貸出許可申請書

利用目的				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外 ()			
利用者名				
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考

- (注) 1 利用目的欄には、利用目的を具体的に記入してください。
 2 利用者名欄には、実際に利用する者の氏名を記入してください。
 3 寄託資料については、寄託者の承諾書を添付してください。

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

一関市教育委員会 様

申請者 住所 ㄱ

電話番号

氏名

印

一関市博物館資料貸出許可申請書

使用目的				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで)			
使用場所	館内 館外 ()			
使用方法				
輸送方法				
取扱責任者	住所 ㄱ			
	職・氏名			
	連絡先 電話番号 E-mail (任意)			
使用資料	登録番号	資料名	数量	備考

- (注) 1 使用目的欄には、使用目的を具体的に記入してください。
 2 取扱責任者欄には、実際に担当する者の氏名を記入してください。
 3 寄託資料については、寄託者の承諾書を添付してください。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

一関市教育委員会 様

申請者 住所

氏名



博物館資料撮影等許可申請書

利用目的				
利用方法	撮影 模写 模造 複写 その他()			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外()			
輸送方法				
取扱責任者				
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考
その他参考事項				

- (注) 1 利用目的欄には、利用目的を具体的に記入してください。
 2 利用方法欄には、該当する事項に○印を付けてください。
 3 輸送方法欄には、輸送方法を具体的に記入してください。
 4 取扱責任者欄には、実際に撮影等をする者の氏名を記入してください。
 5 寄託資料については寄託者の承諾書を、著作権がある資料については著作権者の承諾書を添付してください。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

一関市教育委員会 様

申請者 住所 〒

電話番号

氏名



一関市博物館資料撮影等許可申請書

利用目的				
利用方法	撮影 模写 模造 複写 <u>画像データの借用</u> その他()			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外()			
輸送方法				
取扱責任者	<u>住所 〒</u> <u>職・氏名</u> <u>連絡先 電話番号</u> <u>E-mail (任意)</u>			
利用資料	<u>登録番号</u>	資料名	数量	備考
その他参考事項				

- (注) 1 利用目的欄には、利用目的を具体的に記入してください。
 2 利用方法欄には、該当する事項に○印を付けてください。
 3 輸送方法欄には、輸送方法を具体的に記入してください。
 4 取扱責任者欄には、実際に担当する者の氏名を記入してください。
 5 寄託資料については寄託者の承諾書を、著作権がある資料については著作権者の承諾書を添付してください。

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会



博物館資料貸出許可書

利用目的				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外()			
利用者名				
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考
許可の条件	(1) 資料の貸出しを受ける際は、この許可書を提示してください。 (2) 利用者は、資料の取扱いに当たっては十分に注意してください。 (3) 貸出し及び返納に要する費用は、申請者が負担してください。 (4) <u>利用期間中に返納を命じたときは、直ちに返納してください。</u>			

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会



一関市博物館資料貸出許可書

年 月 日付文書で申請のあった博物館資料の貸出について、つぎのとおり許可します。

使用目的				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで)			
使用場所	館内 館外()			
使用方法				
輸送方法				
取扱責任者	住所 〒			
	職・氏名			
	連絡先 電話番号 E-mail (任意)			
使用資料	登録番号	資料名	数量	備考
許可の条件	(1) 資料の貸出しを受ける際は、この許可書を提示してください。 (2) 利用者は、資料の取扱いに当たっては、十分に注意してください。 (3) 貸出し及び返納に要する費用は、申請者が負担してください。 (4) 使用期間中に返納を命じたときは、直ちに返納してください。 (5) <u>展示・掲載等の場合は所蔵者を明記してください。</u> (6) <u>掲載等の場合は成果品を1部寄贈してください。</u>			

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会

印

博物館資料撮影等許可書

利用目的				
利用方法	撮影 模写 模造 複写 その他()			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外()			
輸送方法				
取扱責任者				
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考
※条件				
変更事項				
備考				

- (注) 1 この許可書は、譲渡し、又は転貸してはいけません。
 2 この許可書は、資料利用の際に係員に提示し、利用期間中は大切に保管してください。
 3 許可を受けた事項を変更しようとするときは、この許可書を添えて教育委員会に申し出てください。

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

一関市教育委員会

印

一関市博物館資料撮影等許可書

利用目的				
利用方法	撮影 模写 模造 複写 <u>画像データの借用</u> その他()			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所	館内 館外()			
輸送方法				
取扱責任者	住所 ㊦			
	職・氏名			
	連絡先 電話番号 E-mail (任意)			
利用資料	登録番号	資料名	数量	備考
※条件	・掲載等の場合は所蔵者を明記し、成果品を1部寄贈してください。			
変更事項				
備考				

- (注) 1 この許可書は、譲渡し、又は転貸してはいけません。
 2 この許可書は、資料使用の際に係員に提示し、利用期間中は大切に保管してください。
 3 許可を受けた事項を変更しようとするときは、この許可書を添えて教育委員会に申し出てください。

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の一関市博物館管理運営規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

理由

一関市博物館管理運営規則に定められている様式等について、文言の一部を改めるほか、必要な項目の加除修正を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和元年12月20日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成24年一関市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補助執行させる事務等) 第2条 市長の補助機関である職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>生涯学習、芸術文化及びスポーツ</u> に関する事業又は行事に対する教育委員会の共催及び後援に関すること。 (11)～(12) [略]	(補助執行させる事務等) 第2条 市長の補助機関である職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>生涯学習及び芸術文化</u> に関する事業又は行事に対する教育委員会の共催及び後援に関すること。 (11)～(12) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

理由

一関市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、学校における体育に関することを除き、スポーツに関することは、市長が管理し、及び執行することから、市長の補助機関である職員に補助執行させる事務から、スポーツに関する事務を除こうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号

一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱（平成19年一関市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年1月1日から施行する。ただし、第1の改正規定及び第3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月20日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、一関市教育委員会が教育行政の推進、市民の芸術文化の振興及び<u>スポーツの振興</u>に寄与すると認められる事業に対して共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う場合の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(承認基準)</p> <p>第3 教育委員会は、次に掲げる要件を満たす事業については共催等を承認することができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事業の主催者が次の各号に該当するものであること。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 学校教育、<u>社会教育、社会体育</u>及び芸術文化に関する団体</p> <p>エ [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(共催等の申請)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、一関市教育委員会が教育行政の推進、市民の芸術文化の振興及び<u>スポーツの振興（小中学校における体育に関することに限る。以下同じ。）</u>に寄与すると認められる事業に対して共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う場合の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(承認基準)</p> <p>第3 教育委員会は、次に掲げる要件を満たす事業については共催等を承認することができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事業の主催者が次の各号に該当するものであること。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 学校教育、社会教育及び芸術文化に関する団体</p> <p>エ [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(共催等の申請)</p>

第4 事業の共催等の承認を受けようとする者は、原則として当該事業開催日の30日前までに、一関市教育委員会共催・後援申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（共催等の承認）

第5 教育委員会は、第4に定める申請について、共催等を承認した場合には、一関市教育委員会共催・後援承認通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知しなければならない。

（実施結果の報告）

第8 事業の共催等を受けた者は、一関市教育委員会共催・後援実施報告書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

様式第1号（第4関係）

一関市教育委員会(共催、後援)申請書

年 月 日

一関市教育委員会
教育長

団体の名称
申請者 代表者氏名
所在地

㊦

下記により行事の共催、後援をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

行事の名称	
主催者(団体)名	
他に共催、後援等をする者がある場合その名称	
申請の区分	共催、後援、

第4 事業の共催等の承認を受けようとする者は、原則として当該事業開催日の30日前までに、一関市教育委員会共催・後援申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（共催等の承認）

第5 教育委員会は、第4に定める申請について、共催等を承認した場合には、一関市教育委員会共催・後援承認通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知しなければならない。

（実施結果の報告）

第8 事業の共催等を受けた者は、一関市教育委員会共催・後援実施報告書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

様式第1号（第4関係）

一関市教育委員会(共催、後援)申請書

年 月 日

一関市教育委員会 様

団体の名称
申請者 代表者氏名
所在地

㊦

下記により行事の共催、後援をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

行事の名称	
主催者(団体)名	
他に共催、後援等をする者がある場合その名称	
申請の区分	共催、後援、

開催期間	年 月 日()～ 月 日()
開催場所(会場)	
対象及び人員	
料金徴収の有無	有 1人 円 無
販売・宣伝等営利を目的とする行為の有・無	有(内容：) 無
連絡責任者	住所 〒 職氏名 TEL
承諾書の送付先	住所 〒 氏名
主催者の構成	
その他参考事項	

申請に当たっての留意事項

- この申請書は、教育、学術、文化及びスポーツに関連する行事で、一関市教育委員会の共催、後援を申請する場合に使用してください。
- この申請書は、行事の1月前までに提出してください。
- この申請書には、事業計画書、実施要綱等行事の内容を具体的に示す書類及び団体の規約を添付してください。
- 申請後は、行事の内容を変更しないでください。やむを得ず変更する場合は、事前に教育委員会に連絡してください。
- 「営利目的」とは利益を得るために行う行為をいいます。

様式第2号（第5関係）

〇〇 第 号
年 月 日団体名
代表者

様

開催期間	年 月 日()～ 月 日()
開催場所(会場)	
対象及び人員	
料金徴収の有無	有 1人 円 無
販売・宣伝等営利を目的とする行為の有・無	有(内容：) 無
連絡責任者	住所 〒 職氏名 TEL
承認通知書の送付先	住所 〒 氏名
主催者の構成	
その他参考事項	

申請に当たっての留意事項

- この申請書は、教育、学術、文化及びスポーツに関連する行事で、一関市教育委員会の共催、後援を申請する場合に使用してください。
- この申請書は、行事の30日前までに提出してください。
- この申請書には、事業計画書、実施要綱等行事の内容を具体的に示す書類及び団体の規約を添付してください。
- 申請後は、行事の内容を変更しないでください。やむを得ず変更する場合は、事前に教育委員会に連絡してください。
- 「営利目的」とは利益を得るために行う行為をいいます。

様式第2号（第5関係）

〇〇 第 号
年 月 日団体名
代表者

様

一関市教育委員会
教育長

一関市教育委員会

一関市教育委員会(共催・後援)承認通知書
年 月 日付けで申請のありました事業について、下記のとおり承諾します。

一関市教育委員会(共催・後援)承認通知書
年 月 日付けで申請のありました事業について、下記のとおり承認します。

記

記

1 事業の名称

1 事業の名称

2 使用名義

2 使用名義

3 承認日時(期間)及び会場

3 承認日時(期間)及び会場

4 事業内容の変更

4 事業内容の変更

5 その他

5 その他

様式第3号(第8関係)

様式第3号(第8関係)

年 月 日

年 月 日

一関市教育委員会
教育長 様

一関市教育委員会 様

申請者 団体の名称
代表者氏名 ㊦
所在地
(連絡先 TEL 担当者)

申請者 団体の名称
代表者氏名 ㊦
所在地
(連絡先 TEL 担当者)

一関市教育委員会(共催・後援)実施報告書
年 月 日付けで(共催・後援)の名義使用の承諾を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

一関市教育委員会(共催・後援)実施報告書
年 月 日付けで(共催・後援)の名義使用の承認を受けた事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記	記
1 事業の名称	1 事業の名称
2 開催日時及び会場	2 開催日時及び会場
3 参加者、来場者数	3 参加者、来場者数
4 自己評価及び反省点等	4 自己評価及び反省点等
5 添付資料 (1) 事業の収支決算書 (2) 事業記録、写真等	5 添付資料 (1) 事業の収支決算書 (2) 事業記録、写真等
備考 改正部分は、下線の部分である。	

理由

教育委員会が行うスポーツ振興に係る共催及び後援の対象を小中学校における体育に関することに限定しようとするほか、教育委員会の共催及び後援に関する申請、承認及び実施報告に係る各様式について、条項及び様式の文言を整理しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。